

「思想対策決議」及び 「思想取締方策具体案」に関する覚書

久 保 健 助

目 次

- 1 はじめに
- 2 所謂「思想対策決議」の可決まで
- 3 思想対策協議委員会の設置
- 4 思想対策協議委員会の活動
- 5 小括

1. はじめに

出版法（制定 1893（明治 26）年）と新聞紙法（同 1909（明治 42）年）は、明治憲法下で出版統制を根拠づけた 2 大法令である（いずれも 1949（昭和 24）年廃止）。両法についての改正は、出版法について昭和 9 年に行われたのが唯一の例である¹⁾。その改正の主要な点の一つは、従来行政処分の対象とのみされていた安寧秩序を紊乱する文書図画を刑事罰の対象としたことであった。この出版法昭和 9 年改正の直接の契機について、内川芳美は端的に次のように述べている。

《政府はこれ〔「思想取締方策具体案」。加筆久保〕にもとづいて、第六五議會（昭八・一二・二六-九・三・二五）に、出版法中改正案と出版物納付法案を提出したのであった。前者〔上記改正点〕は、この思想対策協議委員会の思想取締方策具体案中の第十一項をうけたもので

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

あり、後者は、第八項をうけたものであった。》²⁾

また、この思想対策協議委員会について次のように述べている。

《昭和八年三月、第六四議會（昭七・一二・二六-八・三・二五）で衆議院は圧倒的多数で、思想対策強化に関する決議案を可決し、貴族院もまた同様の時局に関する決議案を可決した。これを承けて斎藤内閣は、昭和八年四月一日、内閣に書記官長を委員長とし関係各省幹部を委員とする思想対策協議委員会を設置し、その具体案を作成した。》³⁾

管見の限りでは、思想対策協議委員会について検討した論考は、必ずしも多くないが、そのうちの一つに荻野富士夫による『戦前文部省の治安維持機能』⁴⁾がある。同書は、昭和戦前期における《思想統制》が《思想動員》へ、さらに《教学錬成》の段階へと移行してゆく過程を、文部省の役割を中心に跡づたものである。その中で、思想対策協議委員会に言及している⁵⁾。

同書によれば、文部省は、学生思想運動の抑圧取締を担った学生課（昭和3年10月新設）の学生部への拡充（昭和4年7月）をはじめ、国民精神文化研究所の設立（昭和7年8月）などを通して、「思想善導」⁶⁾のための施策を推進する。やがて学生部は「思想局」に昇格させられる（昭和9年6月）。荻野の言う思想統制から思想動員体制、教学錬成体制への「移行」過程は、昭和12年7月21日に思想局が廃され、教学局が創設されることによって最終段階に入ったと考えられている。それに先立つ思想局の発足は、この過程における重要なステップである。そしてその大きな一歩を踏み出す契機となったのが、思想対策協議委員会による答申「思想取締方策具体案」であった。

従って、「思想取締方策具体案」は、少なくとも、出版法の昭和9年改

正及び文部省による以後の組織改革と諸施策の展開に重要な役割を演じたものと言えよう。

筆者の関心はさしあたり、上記出版法昭和9年改正の背景となった思潮の動向にあるが、本小稿では、この改正の直接の契機となった「思想取締方策具体案」及びその策定主体である「思想対策協議委員会」について検討する。以下ではまず、同委員会設置の前提となった第64回帝国議会衆議院での「思想対策決議」をめぐる論議についての検討から始めることにする。

なお、以下本稿に引用する法令、議事録等における正字については、すべて略字に改めた。

2. 所謂「思想対策決議」の可決まで

この決議に関して前出の荻野は、次のように述べている。

《1933年は思想問題で明け暮れた一年となった。前年末の司法官赤化事件を皮切りに、長野県二・四教員赤化事件・滝川事件とつづき、佐野・鍋山の転向をめぐる問題も勃発した。これらに対して、支配勢力は一丸となって思想対策に狂奔した。この口火を切ったのが、第六四議会における思想対策決議である。衆議院では三月二四日〔筆者註、23日の誤り〕、政友民政両党の共同提案の「教育革新ニ関スル建議案」を可決したあと、翌二五日〔筆者註、24日の誤り〕にはやはり両党共同で「政府ハ速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルヘシ」という決議案を可決する。提案理由の説明に立った山本悌二郎（政友会）は思想問題を「今や最モ重大ナル社会問題」としたうえで、その対策の「最モ重要ニシテ且ツ根本的ナルモノ」である「国民教育ノ革新」を強調し、国体観念・道義観念の注入と教員中の危険思想の持主に對

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

する「大斧鉞ヲ加フルノ勇断」…を政府当局者に要求した。同日には、貴族院でも「時局ニ関スル決議案」を全会一致で採択している。》⁷⁾

木下順一郎によれば、第64回帝国議会の「大きな特徴の一つは、いわゆる思想問題が政治問題化したこと」であったとされる。というのも「昭和七年秋以来左翼に対する弾圧が強められ、新生共産党事件・司法官赤化事件・教員赤化事件などが社会に衝撃をあえていたが、そのうえ日ソ不可侵条約問題や五・一五事件の裁判が進行中であり、思想問題を議会でとりあげる条件がそろっていた」からである⁸⁾。

具体的には、1933（昭和8）年1月21日、斎藤首相の施政方針演説における思想問題への言及をはじめ、清瀬一郎（1月24日衆議院本会議）、宮沢裕（2月1日衆議院予算委員会）、浜田国松（2月2日衆議院本会議）、菊池武夫（3月8日衆議院本会議）等の発言が挙げられる⁹⁾。

一方、関連の決議案、建議案等の提出も相次いだ。「思想対策決議案」もその一つである。それらを提出順に見ると次の通りである（いずれも1933(昭和8)年。標題に**印を付したものは政友会と民政党の共同提案）。

①「思想問題ニ関スル質問主意書」衆議院、2月14日、木下成太郎（政友）他3名提出〔⇒3月7日、政府の答弁書が出されている〕

②「決議案（教育ノ根本的改革ニ関スル件）」衆議院、2月24日、富田幸次郎（民政）他17名提出〔⇒3月22日、撤回〕

③「決議案（思想悪化ノ対策ニ関スル件）」衆議院、同上、桜内幸雄（民政）他17名提出〔⇒3月22日、撤回〕

④「** 決議案（思想対策ニ関スル件）」衆議院、3月22日、久原房之助（政友）他41名提出〔⇒3月24日、可決〕

⑤「時局ニ関スル決議案」貴族院、3月23日、一條実孝他42名提出〔⇒3月24日、可決〕

⑥「**教育革新ニ関スル建議案」衆議院、3月23日、安藤正純（政友）
他41名提出〔→3月23日、可決〕

各案の提出及びその後の経緯も興味深いが、ここでは④を中心に、それとの関係においてのみ他の案についても言及するにとどめる。

「思想対策決議案」が提出された3月22日は、閉会(同26日)直前である。もともと、民政党は既にひと月前に2つの決議案(上記②③)を提出していたのであるが、政友会との共同提案のためにそれらを撤回したうえ、改めてこの決議案を提出したものである¹⁰⁾。

この間の経緯について、読売新聞は「思想対策決議 廿三日政民共同で提案 教育問題は建議案として提出」の見出しの下に次のように報じている。

《民政党は同党の提案せる思想教育決議案の取扱いに関し共同提案とすべく政友会との間に種々折衝中であつたが廿日政友会より正式に思想に関しては決議案を、教育に関しては建議案とし度いが民政党側に於いて之れに賛成して呉れるなら政民兩派の共同提案とし度いと提言があつた、依つて民政党は同日午後三時半院内に幹部会を開き協議の結果 / 兩問題の重要性に鑑み固より超党派的に提議せる兩案であるから一切の行懸りを捨て、政友会の提案を承認に決し山柙前田兩氏をして直ちに回答せしめた / 而して院内で政友会の島田俊雄、安藤正純兩氏と協議の結果政友会の意向通り兩党の共同提案となすに決定し提案者には兩党の院内外総務、幹事長が当り廿二日議会に提出、廿三日の本会議に緊急上程すること、なつたが教育革新建議案は特別に取扱ひ本会議で説明の上委員会には付せず即決可決の筈…尚国民同盟にも廿三日の会派交渉会で参加を求める筈である》¹¹⁾

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

先に2決議案を提出していた民政党側が、「両問題の重要性に鑑み」、予て共同提案を持ちかけていたところ、政友会側から一方を決議案、他方を建議案とすることを条件に共同提案に応じる旨の意思表示があり、民政党側がこれを受け入れ、日程等を具体化したのである¹²⁾。

こうした経緯を経て「思想対策決議案」は、22日に提出、24日の本会議で賛成218票、反対34票の「圧倒的多数」で可決されたのであった¹³⁾。その内容は次の通りである。

《政府ハ速カニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルヘシ
右決議ス

決議案理由書

近時我カ国民ノ一部ニ矯激ナル思想ヲ抱懐シテ民心ヲ惑乱シ或ハ之ヲ実現セントスル者頻頻トシテ輩出ス今ニシテ抜本塞源の方途を講セスムハ邦家ノ前途寔ニ深憂ニ堪ヘサルモノアリ政府ハ速カニ中正堅実ナル思想対策ヲ樹立シテ根本的ニ之ヲ芟除シ以テ民生ノ帰嚮ヲ明ニシ其ノ安定ヲ図ルヘシ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ》¹⁴⁾

政友会の山本悌二郎が提案理由の説明にあたった。山本は先ず、第一次世界大戦後の社会情勢の著しい変化、経済状態の甚だしい変動の影響で、社会の一部に急進過激の思想言動が生じ、その累は国家社会に及んでいるとして、「左傾」「右傾」両思想によって惹起された諸事件を列挙する。そして、現状は「思想ハ思想ヲ以テ之ニ臨ム」べしという「理論闘争ノ時代ヲ通り越シテ」、「実力闘争ノ時代ニ移」ったとの認識を示す。しかして、民生の安定、思想運動の取締、国民教育の革新（青少年への伝統的道義観念の注入及び教育従事者の思想的肅正）につき、政府において「根本的方針ヲ定メ、徹底セル具体的対策ヲ樹立シテ、一日モ早く現下ノ思想国難打開ニ、有効ナル方途ヲ講ゼラレンコトヲ望ム」という。

そして、「吾々ノ要求スル所ハ、…徹底セル画時代的ノ対策ニ在ルノデアリ…政府ハ須ク責任ヲ恐レズ、左右ヲ顧ミズ、斷々固トシテ抜本塞源ノ方途ヲ樹テ、強キ力、強キ意思ヲ以テ、狂瀾未ダ回ラザルニ挽回スルコトヲ、切ニ君国ノタメニ茲ニ要望スル」という¹⁵⁾。

しかし、教育の革新については別途提出され、可決された建議案に、比較的具体的な方策が示されてはいるものの、民生の安定、思想運動の取締に関しての具体的な提言は見えない。山本の説明に続いて国民同盟の鈴木省吾が質問に立つ。鈴木の問題は多岐にわたったが、その中で「所謂抜本塞源ノ思想対策トハ何デアルカ、其具体的ノ内容ヲ御示シ願ヒタイ」と迫る¹⁶⁾。これに対して、政友会の上田孝吉は、答弁を待たず、質疑打ち切りの動議で応じたのであった。国民同盟は該質疑終局動議について記名投票を求め、社会大衆党の3名の賛成を得てこれが認められた。多勢に無勢であつて、投票結果は勿論、打ち切り動議の可決¹⁷⁾。続いて討論に移り、風見章（国民同盟）の「1時間余りに亘る反対演説」¹⁸⁾に加え、内ヶ崎作三郎（民政党）の賛成演説がなされた。その直後の討論終局動議に対して再び記名投票が認められ（結果は動議可決）、さらに決議案への賛否についても記名投票が行われたのであった¹⁹⁾。

「思想対策決議」はかかる経緯を経て可決された。これを受けて内閣は、同年4月11日に思想対策協議委員会の設置を閣議決定し、同委員会によって、対策の「具体的ノ内容」が案出されることになる。

3. 思想対策協議委員会の設置

思想対策協議委員会設置に関する前記閣議決定は、その目的について「中正堅実ナル思想対策樹立ノ為ニ関係各庁ノ連絡協調ヲ図リ必要ナル事項ヲ調査審議」することとしている²⁰⁾。

同委員会は、その「司宰」を担当する内閣書記官長（堀切善次郎）以下、

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

法制局長官（幹事会を司宰。黒崎定三）、内務次官（潮恵之輔）、陸軍次官（柳川平助）、海軍次官（藤田尚徳）、司法次官（皆川治広）、文部次官（粟屋謙）、内務省警保局長（松本学）、社会局長官（丹羽七郎）、陸軍省軍務局長（山岡重厚少将）、海軍省軍務局長（寺島健中将）、司法省刑事局長（木村尚達）、文部省専門学務局長（赤間信義）、文部省学生部長（伊東延吉）、逓信省郵務局長（久埜茂）を委員とし、協議委員の事務を補助するための幹事として、内閣官房総務課長（内閣書記官 横溝光暉）、内務省警保局保安課長（内務書記官 中里喜一）、内務省警保局図書課長（内務事務官 萱場軍藏）、社会局庶務課長（社会局書記官 成田一郎）、陸軍省軍務局軍事課長（陸軍歩兵大佐 山下奉天）、海軍省軍務局第一課長（海軍大佐 井上成美）司法省刑事局勤務（司法書記官 池田克）、文部省学生部学生課長（文部書記官 阿原謙蔵）、同調査課長（文部事務官 岡田恒輔）を配していた〔『要綱』19頁以下〕²¹⁾。

第1回の同委員会会合は、1933（昭和8）年4月15日に開催され、1935（昭和10）年11月4日の閣議決定による同委員の廃止に至るまで、委員会が21回、幹事会が23回開催されている。

もっとも、最終の委員会開催が1933（昭和8）年9月28日、同じく最終の幹事会開催が同年12月21日となっている。同委員会によってまとめられた主要な4つの方策案は、1933年10月6日の「社会政策ニ関スル具体的方策案」を最後としているから、その主たる活動ははじめの半年足らずの期間に集中してなされたといえる。なお、斎藤内閣は翌1934年7月に総辞職し、その後岡田啓介内閣（～1936（昭和11）年2月）が成立する。従って、同委員会は1933年末以降休止状態のまま、後継岡田内閣の下においても一年余存続したことになる。

さて、委員会の第一回会合に話しを戻そう。同会合における内閣総理大臣の訓示は次の通りであった。

《近時我國民ノ一部ニハ、内外諸般ノ情勢ニ刺激セラレテ、矯激ナル思想ヲ抱懷シ、其ノ実行運動ニ加ル者輩出シ、而モ年々深刻ニナツテユク実状ヲ見マスコトハ邦家ノ為寔ニ憂慮ニ堪ヘヌ所デアリマス。先般ノ議會ニ於テ、速ニ確固タル思想対策ヲ樹立シ以テ民心ノ安定ヲ図ルベシトスル決議ガ可決サレマシタノモ故アルコトト存ズルノデアリマス。此点ニ付テハ政府ニ於テモ夙ニ考ヘテ居ツタ事デアリマスカラ、各省夫々其ノ対策案ニ付考究ヲ重ネラレツツアツタ事ト信ジマスガ、茲ニ關係各庁ノ連絡協調ヲ図リ其ノ協力ニ依ツテ各遺漏ナキヲ期スルト共ニ速ニ中正堅実ナル思想対策ノ確立ヲ期スル為、内閣ニ思想対策協議委員ヲ置クコトニ先日閣議ノ決定ヲ見マシタノデ、諸君ニ委員又ハ幹事ヲ委嘱シ、格別ノ御努力ヲ願フタ次第デアリマス。》〔『要覽』10頁〕

これをうけて、堀切内閣書記官長は次のような指示をなしたのであった。まず、同委員会での協議事項として二点が挙げられた。

《(イ) 思想対策ハ自ラ根本策ト応急策、防止策ト鎮圧策等ニ分別シ得ベキモ、其ノ事柄ニ依リテハ根本策タルト共ニ応急策タルモノアリ、応急策タルト共ニ又根本策タルモノアリ、依ツテ本委員ノ協議事項ノ範圍ハ単ニ応急策ニ止マラズ、根本策ニモ触レテ中正堅実ナル思想対策ノ樹立ヲ期スルモノナリ。只徒ニ抽象的ナル方策ヲ羅列シ、或ハ殆ド実行不可能トモ云ウベキ根本策ヲ連ネテ以テ理想論ヲ高唱スルガ如キハ固ヨリ之ヲ避クベシトスルモ、要ハ極力根本策ノ実現ヲ期シツツ併セテ応急策ノ完備ヲ欲スルモノナリ。故ニ応急策ヲ講ズルト共ニ、根本策ニ就テモ協議シ実現ニ努力スルコトト致度

(ロ) 思想対策協議委員設置ノ目的ノ一ハ各省ガ夫々独自ノ立場ニ因ハレズ思想対策ノ施設ニ於テ充分連絡協調ヲ図ルニ在リ。故ニ協議委員ノ存スル以上、各省ニ於テ夫々思想対策ノ施設ヲ為サントスル場合

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

ニハ（下級庁ニ対シ訓令ヲ発スルガ如キ場合ヲモ含ム）、予メ本協議委員ニ協議セラルル様致度。尤モ事ノ輕微ナルモノニ就テハ幹事会限り処理セラレ然ルベシ。》〔『要覽』12頁〕

同委員会における協議事項は、現実的・実現可能な応急策及び根本策であること、「各省ガ夫々独自ノ立場ニ囚ハレズ」「連絡協調ヲ図」るべく、関連施策実施にあたっては、同協議委員会で「予メ…協議」することを要することとされている。

堀切内閣書記官長はさらに「対策試案及参考書類ノ提出」について以下の指示をなし、「各省及委員幹事ヨリ提出セラルル対策試案」について「順次議題トシテ協議ヲ進メ、取捨宜シキニ從ツテ対策案ノ完成ヲ期ス」ることとしている。

《(イ) 各省ニ於テ考究セラレタル対策試案ハ勿論、委員幹事個人ニ於ケル調査及意見等も遠慮ナク之ヲ提出シ、一同ニテ十分検討スル事ニ致度

(ロ) 対策案作成ニ関スル参考書類ハ可及的多ク提出配布セラレン事ヲ望ム。秘密ノ保持ハ各員ニ於テ当ニ十分努ムベキナリ。》

4. 思想対策協議委員会の活動

つぎに、上述の方針に従って開始された委員会の活動状況を跡づけてみよう。

まず、委員会に次の四つの「対策試案」提出された。1. 内務省保安局による「思想対策案」、2. 文部省による「危険思想対策案」、3. 逓信省による「印刷物ノ通信取締ニ関スル対策案」、4. 陸軍省による「危険思想対策案」である。

同委員会における対策案とりまとめの手順は次の通りであった。まず、幹事会において上記4対策案（以下、試案という）を整理し、「思想対策案」に盛り込まれるべき項目を作成、その各項目について具体的対策案を講ずる、というものであった〔『要覧』21頁〕。

以下では、4試案のうち、内容から見て出版法制との関連の深い内務省保安局及び陸軍省の試案の概要を確認しておこう。

内務省保安局提出の「思想対策案」は、第一から第三までの大項目から成る。「思想問題対策ノ目標」を掲げた第一に続き、第二「不穩思想ノ予防策」（「建国精神（日本精神）ノ確立ト精神運動ノ作興」「不穩思想ノ究明ト其ノ是正」「教育制度ノ改善」等7項目）、そして第三「不穩思想ノ鎮圧策」という構成である。第三は「現行法令ノ運用」と「取締法令ノ整備」の2大項目から成っている。前者はさらに、（1）治安維持法ノ運用、（2）出版物取締ニ関スル法令ノ運用、（3）矯激ナル右翼社会運動取締ニ関シ法令ノ適用ヲ考慮スルコト、後者は、（1）国体变革ニ関スル罪ニ対シテハ特ニ立法ヲ考慮スルコト、（2）思想犯罪ニ対スル特別裁判手続法ヲ制定スルコト、（3）矯激ナル右翼社会運動取締ニ関スル治安警察法ノ改正ヲ考慮スルコト、のそれぞれ3項目を内容としている。いずれも箇条書き形式であって、この小項目についての説明詳細がが付されているものではない。〔『要覧』22頁以下〕。

つぎに陸軍省提出の「危険思想対策案」は、図表形式のものであるが、項目の箇条書き的な列挙である点では内務省保安局試案と同様である。全体は「危険思想発生原因ノ除去」と「危険思想ノ取締及善導」の大項目に分けられており、前者は中項目として「社会組織ノ不合理ノ芟除」「国民教育欠陥ノ是正」に分けられている。出版法制に関わる後者は「世論指導」「危険思想者ノ特別教化」「危険思想ノ取締」「中正ナル団体及其思想ノ擁護助成」の中項目が付されている。このうち「危険思想ノ取締」に「思想警察力ノ増加」「警察官ノ能力向上」という小項目が立てられて

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

いる〔『要覧』25頁以下〕。文部省及び通信省提出の試案は、比較的詳細な文章形式を含むものとなっているが、出版法制に直接関連する事項としては、6項目からなる文部省試案に「五 図書、雑誌、新聞等出版物ノ取締方針ヲ一層嚴重ナラシムルコト」という記述があるのみである〔『要覧』27頁〕。

以上の試案に基づいて幹事会においてとりまとめられた「思想対策案（項目）（昭和八年五月二十三日）」は、第一 社会改善方策、第二 思想善導方策、第三 思想取締方策、第四 其他ノ思想対策、の四つの部分からなっている。本稿に直接に関わる第三の部分について、その具体的な要検討項目を見ておく。

第三 思想取締方策

- 一、治安維持法運用ノ強化及其ノ整備
- 二、出版物取締ノ強化
- 三、検閲制度ノ改善
- 四、思想犯人保護観察制度ノ確立
- 五、矯激ナル右翼社会運動ノ取締
- 六、思想犯罪ニ対スル訴訟手続ノ改善
- 七、其他思想取締法令ノ整備改善〔『要覧』32頁〕

第15回の委員会（1933年8月10日開催）以降、思想取締方策案についての審議が始まる。先に試案を提出していなかった司法省から、7月末段階で「思想取締方策具体案要綱」が提出され、内務省警保局との協議の結果、内務省警保局案「思想取締方策要綱其ノ一～三」が作成された。上記第15回以降の委員会審議は、この「要綱其ノ一～三」にそって進められ、その後通信省から提出された「通信取締ニ関スル実行方法対策案」をも斟酌して、9月14日に閣議報告案「思想取締方策具体案」となった。

同案は翌15日に閣議に報告された〔『要覧』50～53頁〕。この具体案は、「思想対策ノートシテノ思想取締方策ハ最近ニ於ケル不穩思想運動ノ情勢ニ鑑ミ之ガ取締ノ実績ニ徴シ、現行取締法令ノ運用ヲ一層適切ニシテ之ガ欠陥ヲ整備シ、以テ取締ヲ強化シテ不穩思想ニ対スル予防鎮圧ヲ完カラシムルニ在リ。其ノ具体案凡ソ左ノ如シ」という前文に続く16項目と末尾に付された「反軍運動取締」に関する審議結果から成っている。

思想対策協議委員会では、この「思想取締方策具体案」に先立ち「教育宗教ニ関スル具体的方策案」（閣議報告昭和8年7月14日）、「思想善導方策案」（同8月15日）、また、後日「社会政策ニ関スル具体的方策案」（同10月6日）が審議決定され閣議報告に至っている²²⁾。

これら4つの「具体案」の報告を受けた閣議では、それぞれの報告について「大体ニ於テ相当ノ儀ト被認ニ付右報告ニ基キ関係各庁ニ於テ関係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコト」との決定をなしている²³⁾。

これらの閣議決定を受けて思想対策協議委員会は、「第六十五議會（昭和八年十二月二十六日開會）ニ於テ質疑アルベキヲ虞リ、関係省ヨリ施設計画実行状況ノ調書ヲ提出セシメ」ている〔『要覧』74頁〕。

以下では、内務省が示した「施設計画実行状況」を「思想取締方策具体案」の各条と対応させる形で列記する。「→」の前までが具体案の文言であり、「→」以後のゴチック文字の部分が施設計画実行状況である²⁴⁾。

「思想取締方策具体案」（16項目）及び

内務省が提出した施設計画実行状況

（→ゴチック文字で表記した部分）

（一）国体変革ニ関スル犯罪ト私有財産制度否認ニ関スル犯罪トヲ分離シテ別箇ニ規定スルコト

→ 今次議會に治安維持法改正案を提出し右趣旨を達成せんとす

（二）国体変革ニ関スル犯罪ニ就テハ其ノ罰則ヲ整備スルコト

（1）刑罰ヲ重化スルコト

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

(2) 所謂外郭団体ニ関スル処罰規定ヲ設クルコト

(3) 国体変革ニ関スル事項ヲ宣伝シタル者ニ対スル処罰規定ヲ設クルコト

→ 今次議会に治安維持法改正案を提出し右趣旨を達成せんとす

(三) 国民道徳ノ根本ヲ害スル言論著作ニ対シテハ取締ヲ厳ニスルコト

→ 検閲機関を充実し取締の徹底を期して以て右趣旨の達成を図り居れり

(四) 特別ナル訴訟手続ヲ制定スルコト

(1) 捜査上ノ必要ニ基キ一定ノ条件ノ下ニ被疑者ヲ勾引又ハ勾留シ得ル新ナル規定ヲ設クルコト

(2) 管轄移転ノ規定ヲ設ケ特定ノ裁判所ヲシテ事件ノ審理ヲナサシムルコト

(五) 検察機関ト特別高等警察機関トヲ充実整備士相互ノ組織的連絡ヲ密ニシ以テ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

→ 来年度の予算に若干の警察機関を充実するに要する経費を要求したるも大蔵省に於て其の一部のみ承認せられたり。之にては尚不足なるも取締機関の内部的改善に依り右趣旨を達成せんと図り居れり

(六) 思想犯人ノ強化乃至再犯防止ノ為特別ノ制度ヲ設クルコト

(1) 予防拘禁又ハ不定期刑等特別拘禁制度ヲ考慮スルコト

(2) 被釈放者ニ対スル保護観察制度ヲ確立スルト共ニ其ノ教化指導ノ為ニ施設セラルル団体ヲ擁護助成スルコト

(3) 受刑者ニ対スル教化指導ノ施設ヲ充実スルコト

(七) 治安警察法中結社禁止及秘密結社ニ関スル規定ヲ改正シ取締ヲ一層厳密ニスルコト

→ 治安維持法の改正に依り右趣旨は大體達成せらるべきを以て治安警察法の改正を為さざる予定なり

(八) 出版物納本ノ励行ヲ徹底セシムル為納本制度ヲ整備シ違反者ニ対

スル刑罰ヲ重化スルコト

→ 納本に関する単行法を制定せんとし目下其の準備中なり

(九) 不穩出版物ニ関シテハ発売頒布禁止及差押等ノ処分ニ付地方長官ノ権限ヲ考慮スルコト

→ 法の改正を待たずして實際上の取扱に於て適當の方策を講ぜんとし目下考慮中なり

(十) 不穩思想宣伝煽動ノ具ト認メラルル新聞雑誌ノ発行停止ノ制ヲ設クルコトヲ考慮スルコト

→ 出版法制の根本的改正に関するを以て今次の議會に該改正法案を提出するの運に至らず

(十一) 出版犯罪中實質犯ノ刑罰ヲ重化シ且出版法ヲ改正シテ新聞紙ト同様ニ安寧秩序ヲ紊ス文書図書ヲ出版シタル場合ニ於テモ処罰スルノ規定ヲ設クルコト

→ 今次の議會に出版法中改正案を提出し後段の事項のみ其の目的を達せんとし目下準備中なり、前段の事項は出版法制の根本的改正に関連するを以て今次の議會に該改正案を提出するの運に至らず

(十二) 新聞紙ニ依ル出版犯罪ノ責任者制度ノ改善ヲ考慮スルコト

→ 出版法制の根本的改正に関連するを以て今次の議會に該改正法案を提出するの運に至らず

(十三) 現行制度ノ下ニ於テ内務、通信、大蔵等ノ諸省ニ分掌セラレ居ル検閲事務ニ付統一セル方針ノ下ニ一層緊密ナル連絡ヲ保チ処理ノ敏活ト統一トヲ期スルコト

→ 関連省と協議し右趣旨の達成に努むべく目下考慮中なり

(十四) 検閲機關ヲ整備拡充シ検閲係官ノ地位ヲ向上セシムルコト

→ 来年度予算に於て検閲の為の理事官二名の新設を認められたるを以て一部右趣旨を達成し得べし

(十五) 検閲警察ノ執行ヲ一層徹底セシメ以テ検閲警察ノ目的ノ貫徹ヲ

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

図ルコト

→ 来年度予算に於て検閲警察の執行機関を充実する為の費用を要求したるも大蔵省に於て認められず

(十六) 現在ニ於テ検閲ノ対象トセラレ居ル出版物、活動写真フィルム、演劇脚本、ラヂオ放送等ノ外ニ尚思想発表ノ手段トシテ社会的ニ相当ノ影響力ヲ有シ検閲ヲ必要トスルモノアラバ将来之ガ為ノ検閲制度ヲ設クルコト

→ 今次の議会に出版法中改正案を提出し蓄音機「レコード」の検閲制度を新に設けんとし目下準備中なり

5. 小 括

① 「圧倒的多数」による思想対策決議

2. で見たように、思想対策決議は衆議院において、賛成 218、反対 34 で可決されたのであって、これをもって「圧倒的多数」と表現することはもちろん可能である。しかも、反対 34 中 31 名を占める国民同盟は、前日の政友会・民政党共同提案「教育革新ニ関スル建議案」には賛成の立場を採っているのであって²⁵⁾、思想対策決議の質疑・討論における執拗な抵抗の理由も、その演説論旨から明らかなように、決議内容への反対と言うよりは政民二大政党への一般的批判（諸般の事案に対する対応の不当など）にあった。

そうであってみれば、国民同盟を含め同議会における文字通りの「圧倒的多数」が実質的にはこの決議案に同意であったと言えよう。しかし問題は、鈴木省吾の質問にも言われている「所謂抜本塞源の思想対策とは何であるのか、その具体的の内容」如何である。

つまり、この思想対策決議の内容自体には不同意でなかった議員たちの内、どれだけの者が、左傾・右傾の過激思想（これをひとまず、政治

的手段としての暴力を肯定する思想と考える) 対策を越えて、思想・言論の自由の圧殺に同意していたといえるだろうか、ということである。

この議会閉会直後に公然化した「滝川事件」を「自由主義思想を理由とする免官処分」(広辞苑)を中心とした事件と位置付けるとして、この処分を肯定的に評価する見解が、はたしてこの時点で衆議院の圧倒的多数を占めていたと考えることは妥当であろうか。松尾尊兌『滝川事件』は、1.で触れたように、同議会での「赤化教授」問題に関する清瀬一郎(国民同盟)及び浜田国松(政友会)の発言を紹介しているが²⁶⁾、これらの発言と同書でその直後に引用されている宮沢裕(政友会)、貴族院での菊池武夫の発言には明らかな径庭がある。政治的手段としての暴力を肯定する思想への批判と、自由主義的思想の封殺や学説の公定・異説の排除との違いは強調されて然るべきである。

同決議可決の問題性は、「所謂抜本塞源の思想対策とは何であるのか、その具体的内容」如何についての判断を「思想対策協議委員会」に委ねる結果となった点であろう。

②「(内務省) 警保委員会」、「内閣調査局」との関連

どのような対策をどのように行うべきか、内閣の下におかれた省庁横断の委員会組織で知恵を出し合い、決定する。これが思想対策決議の帰結たる思想対策協議委員会に託された任務であった。

ところで、この委員会が策定した「思想取締方策具体案」については、「新聞紙法改正の系譜の上では、昭和3年の警保委員会答申につながるものであることは明白である」といわれている²⁷⁾。ここにいわれる「警保委員会」とは、1927(昭和2)年11月、内務省に設置された委員会であり、この委員会の設置には、以下のような経緯がある。

すなわち、第51回帝国議会(会期1925(大正14)年12月26日～1926(大正15)年3月25日)、第52回帝国議会(会期1926(昭和元)年

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

12月26日～1927（昭和2）年3月25日）で、政府提出の「出版物法案」が、議会内外での激しい抵抗にあつて相次いで審議未了に終わった。この法案は内務省警保局が主導して策定されたもので、従来の出版法と新聞紙法を一本化して、出版法制を整備するというものであったが、「改正に名を藉りて実は改悪を企図したきわめて反動的な取締法案」²⁸⁾と評される内容であった。

第1回の普通選挙実施を控えて関係法制の整備を急ぐ田中義一内閣の下で、内務省は第52回帝国議会閉会後に、新聞界からも委員を参加させた「警保審議会」設置を模索した。しかし、新聞側がこれに応じなかったため、内務省に下記の構成で「警保委員会」が設置されたものである。

警保委員会「規程」によれば²⁹⁾、その構成員は会長1名と委員25名以内（第2条）、委員及び臨時委員は「内務大臣ニ於テ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ之ヲ命ジ又ハ囑託スル」（第3条）とされていた。実際に委員に選ばれたのは、内務省から政務次官・次官・参与官・社会局長・警保局長の5名、陸軍省から法務局長、法制局から長官・参事官、学識経験者・議員から12名であった。このうち学識経験者・議員としては、美濃部達吉（学識）、松井茂（学識）、小松謙次郎（貴族院）、酒井忠正（貴族院）、藤村義朗（貴族院）、花井卓蔵（貴族院）、西久保弘道（貴族院）、岡田忠彦（衆議院・政友）、青木精一（衆議院・政友）、横山勝太郎（衆議院・憲政会）、原夫次郎（衆議院・憲政会）、永田新之允（衆議院・中正倶楽部）の12名が選ばれている³⁰⁾。

そして特別委員として答申策定のための原案作成にあつたのは、警保局長山岡萬之助、司法省刑事局長泉二新熊、法制局参事官金森徳次郎、議員・学識経験者として小松、花井、藤村、横山、岡田、永田、そして美濃部であった³¹⁾。特別委員会原案に基づいて翌年4月に出された警保委員会答申の内容については本稿では触れない。

ここでは、二度にわたる出版物法案の頓挫を経た警保局が、出版法制

整備に向けての原案作りに議会及び学識経験者から委員を入れている点に注目したい。というのも、3. で見たように、思想対策協議委員会はすべて官僚によって占められている。警保委員会は内務大臣の下におかれ、下された諮問は「出版物ニ関スル法制ハ之ヲ改正スルノ必要アリト認ム之カ綱領ヲ如何ニ定ムベキヤ」であるのに対して、思想対策協議委員会は内閣の下におかれ、諮問された内容は「思想対策」という、より広範で抽象的なものであった。であれば、後者にこそ学識経験者・議員からの代表を加える必然性が高かったのではなからうか。あるいは、いずれにしる委員会レベルで出された結論については、法律案等の形で議会において議論されることになる、ということも言えよう。しかし、昭和2年から8年までの間に、少なくとも出版法制整備に関して、その原案の決定方法に大きな変化が生じてきていることは否めない。

『思想対策協議委員要覧』には、該委員会の廃止について、「大体必要ナル諸事項ノ調査審議ヲ遂ゲ夫々其ノ報告ヲ了シ、且ツ内閣審議会及内閣調査局設置ノ趣旨ニ鑑ミテ昭和十年十一月四日閣議ノ決定ヲ以テ之ヲ廃止シタリ」とある³²⁾。内閣調査局については、「社大党に支持された…陸軍統制派は、同じ時期に政党と議会の頭越しに社会政策を実行したいと考えていた『新官僚』と呼ばれた官僚勢力とも協力して、国策立案機関としての内閣調査局を設立した」ともいわれている³³⁾。単に所期の目的を遂げたことのみならず、そうした背景を持つ内閣調査局の設置の趣旨に鑑みて思想対策協議委員会が廃止されたということは、該委員会の存在意義と内閣調査会のそれとに大きな重複があるということに他ならない。

こうしてみると思想対策決議は、出版法制のみならず、教育制度、宗教、社会政策という極めて広範にわたる領域での「政党と議会の頭越し」の国策立案に道を開くことになったといえるのではなからうか。

③「思想取締方策具体案」の内容と位置付け

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

以上のことを踏まえて、4. に示した思想対策協議委員会の一所産、「思想取締方策具体案」の内容について検討する。

本稿冒頭で見たように出版法昭和9年改正において、「思想取締方策具体案」16項目のうち(十一)後段＝出版法への安寧秩序紊乱に対する刑罰規定の新設、(十六)＝蓄音機「レコード」の検閲制度新設には成功している。また、4.に見たとおり、9月15日の閣議決定から次回議会までの間という短い期間の間に法改正及び予算措置を必要としない(三)、(九)、(十三)に対応して、検閲機関の充実・取締の徹底、不穩出版物発売頒布禁止等についての「実際上の取扱い」による「法の改正を待たずして」行う対処、検閲に関する関係官庁間の連絡の徹底の実施準備が進められようとしている。

こうした法の整備及び実際上の施策の徹底・工夫が、思想・言論の自由に対する大きな脅威をもたらすことはいうまでもない。しかし、一方で、同じ第65回帝国議会に「思想取締方策具体案」(一)(二)(七)に対応して提出された治安維持法改正案及び同(八)に対応して提出された出版物納付法案はともに審議未了に終わっている。また、同(十)、(十一)前段、(十二)については「出版法制の根本的改正」を要するため、即応しかねており、(五)、(十四)、(十五)については予算措置が障害となって全部ないし一部が実現できない状況となっていることが分かる。

こうした点を勘案すれば、この段階ではまだ「政党と議会の頭越し」に立案された施策が矢継ぎ早に実現されてゆくというような状況は生じていないといえる。議会と予算配分における掣肘が曲がりなりにも機能している³⁴⁾。その意味では、1933年時点をとらえて「支配勢力は丸丸となって思想対策に狂奔した」との評は正確性を欠いているように思われる。むしろこの時期は、前年の5・15事件後に失われた「憲政の常道」(そこには政治的手段としての暴力肯定思想の排除は既に織り込み済みであった)の回復を企図しつつ、一方で議会自らが軍部・官僚主導の政策

立案の機会を提供するという、矛盾をはらんだ時期であったと見るのが妥当ではあるまいか。そして、この矛盾は、1935（昭和10）年における議会多数を占める政友会が単独政権奪還を目的として、天皇機関説批判勢力への負担に走るというさらなる矛盾に連なってゆく。

註

- 1) この改正については、参照、拙稿「出版法昭和9年改正に関する覚書——第65回帝国議会における議論を中心に」日本女子体育大学紀要第42巻（2012年3月）17頁
- 2) 内川芳美『マス・メディア法政策史研究』（有斐閣、1989年）163頁
- 3) 同前p161～162。なお、引用文中の「思想対策強化に関する決議案」は、正式には「決議案（思想対策ニ関スル件）」である。以下では、一般に用いられる所に従い「思想対策決議案」（可決後については「思想対策決議」という。
- 4) 荻野富士夫『戦前文部省の治安維持機能』（校倉書房、2007年）。そのほか、森祐二「教育改革と行・財政改革とが同時進行するとき——危機突破のパターン」広島平和科学8（1985年）271頁がある。
- 5) 特に、同前54頁以下の「Ⅲ 思想統制体制の展開」の部分参照した。
- 6) 同前48頁によれば、浜口雄幸内閣（民政）の文相小橋一太によって強く打ち出されたものであるという。
- 7) 同前112頁
- 8) 木坂順一郎「第六四回帝国議会衆議院解説」（『帝国議会誌 第1期第15巻』（東洋文化社、1976年）200頁
- 9) 松尾尊兌『滝川事件』（岩波現代文庫、2005年）82頁以下
- 10) 木坂前掲200頁
- 11) 1933年3月21日付
- 12) 1933年3月21日付の中外商業新報によれば、共同提案をめぐる両党間の交渉は、②③の決議案提出前から行われていたが、当初は合意に達しなかつ

「思想対策決議」及び「思想取締方策具体案」に関する覚書

た（政友会は両案とも建議案としての提出を主張し、民政党がこれに応じなかった）ため、民政党の単独提出となっていたところ、政友会の再提案（教育対策は建議案、思想対策は決議案とする）につき民政党が、政友会作成の文案ともども申し出を了承し、②③の撤回及び共同提案を決定したという（神戸大学付属図書館作成の「新聞記事文庫 思想問題（7-050）による）。

- 13) 第 64 回帝国議会議会期終了日時点での各党派所属議員数は次の通りであった。政友会 298、民政党 120、国民同盟 33、第一控室 6（社会大衆党 4、無所属 2）、欠員 9（木坂前掲 197 頁）。ここでの賛否の内訳は、賛成 218 中、政友会 145・民政党 64、反対 34 中、国民同盟 31・第一控室 3（いずれも社会大衆党）。賛否の党派別内訳については、第 64 回帝国議会議院議事速記録第 30 号 798 頁の記名投票結果にもとづいて算出した。
- 14) 第 64 回帝国議会議院議事速記録第 30 号 783 頁
- 15) 同前 30 号 783～785 頁
- 16) 同前 785 頁
- 17) 同前 788 頁
- 18) 読売新聞 1933 年 3 月 25 日付。同前 789～798 頁
- 19) 同前 798 頁
- 20) 「内閣ニ思想対策協議委員設置ノ件」。『思想対策協議委員要覧』（1936（昭和 11）年 6 月）3 頁。以下、本節及び次節における同書からの引用については本文中の該当箇所に〔『要覧』○頁〕という形で示す。
- 21) 本文に示した委員、幹事は設置当初のものである。その後、異動等に伴う差し替えは少なからずあるが、後述する同委員会の実働期間であった 1933（昭和 8）年中の変更は、委員では海軍軍務局長（9 月 19 日）、幹事では海軍軍務局第一課長（9 月 26 日）の 2 件のみであった。
- 22) なお同 10 月 13 日以降、幹事会において「農村問題」が取り上げられ、同 12 月 21 日第 23 回幹事会で「農村に関する思想対策具体案」の審議が「一先づ終了」したとされているが、幹事会・委員会を通じてこの幹事会が記録上最終の会議である。同具体案は閣議報告には至らなかったと考えられる。『要綱』17 頁以下。
- 23) 『公文雑纂』・昭和 8 年・第 1-2 卷・内閣 1・各種調査会委員会諮問答申「思想取締方策具体案要綱」（国立公文書館デジタルアーカイブによる）
- 24) 具体的方策案については『要綱』56 頁以下。実行状況については同 84 頁以下。

- 25) 第64回帝国議会衆議院議事速記録第29号763頁以下。国民同盟の戸田由美、井上剛一議員が登壇し、明確に賛成の意思を表明している。
- 26) 松尾尊兌前掲書82頁以下
- 27) 内川前掲書163頁
- 28) 同前145頁
- 29) 内務省警保局文書「第一回警保委員会日程」所収(国立公文書館デジタルアーカイブによる)
- 30) 東京朝日新聞1927(昭和2)年11月9日付。なお、内川前掲書154頁の同12名についての記載中、「小松禰次郎」「藤村紫朗」は誤記と思われる。
- 31) 東京朝日新聞1927(昭和2)年12月9日付。
- 32) 前掲『思想対策協議委員要覧』93頁
- 33) 坂野潤治『昭和史の決定的瞬間』(ちくま新書、2004年)21頁
- 34) 予算措置に対する掣肘は、思想対策協議委員会第1回における斉藤首相訓示の次の一節にもはっきりと現れている。《兎角何カ為サントスル場合ニハ、之ヲ機会トシテ部局ノ新設、官吏ノ増員等ヲ案出シテ予算ノ増加ヲ図ルガ如キ弊ヲ従来屢々見受ケマスガ、カヤウナ点ハ此際充分慎ミタイモノト思ツテ居リマス。》前掲『思想対策協議委員要覧』10頁

*本稿は、東京経済大学2013年度個人研究助成費による研究の一部に基づくものである。